

## セーフティネット保証制度

### 中小企業信用保険法第2条第5項の御案内（抜粋）

1号（再生手続開始申立等）関係	
認定基準	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、当該申請の時点において法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。</p> <p>(ロ) 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。</p>
5号（業種）関係	
認定基準	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。</p> <p>ただし、その申請者が平成23年4月1日から令和3年3月31日までに認定申請を行う場合にあつては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、施行の日から令和2年6月30日までの間、「最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること」とあるのは、「原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること」とする。</p>

	<p>(ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。</p>
<p>6号（破綻金融機関等）関係</p>	
<p>認定基準</p>	<p>法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。</p>
<p>7号（金融取引の調整）関係</p>	
<p>認定基準</p>	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。</p> <p>(ロ) 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。</p> <p>(ハ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。</p>

## 必要書類

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定申請書 2 通</li> <li>・ 誓約書 1 通</li> <li>・ 法人の場合、履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本） …申請日以前 3 か月以内に発行されたもの（写し不可）</li> <li>・ 個人の場合、直近の、受領印のある確定申告書及び収支内訳書（写し）</li> <li>・ 第三者が申請及び受領する場合…委任状</li> </ul>
1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売掛金が確認できるもの（受取手形等）</li> <li>・ （ロ）の場合、全取引規模及び当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が確認できるもの</li> <li>・ 決算書（写し）又は確定申告書（写し）</li> </ul>
5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>（イ）－①の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「申請書イ－①の添付書類」</li> <li>②営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写しなど）</li> <li>③①の売上高等が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）</li> </ul> </li> <li>・ <u>（イ）－②の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「申請書イ－②の添付書類」</li> <li>②主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写しなど）</li> <li>③①の売上高等が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）</li> </ul> </li> <li>・ <u>（イ）－③の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「申請書イ－③の添付書類」</li> <li>②①の表 1 に記載する指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写しなど）</li> <li>③①の売上高等が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）</li> </ul> </li> <li>・ <u>（ロ）－①の場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「申請書ロ－①の添付書類」</li> <li>②営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写しなど）</li> <li>③企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等が分かる書類</li> </ul> </li> </ul>

	<p>等（例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など）</p> <p>・（ロ）－②の場合</p> <p>①「申請書ロ－②の添付書類」</p> <p>②主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写しなど）</p> <p>③①の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等が分かる書類等（例えば、仕入帳、試算表、売上台帳など）</p> <p>・（ロ）－③の場合</p> <p>①「申請書ロ－③の添付書類」</p> <p>②①の表2に記載する指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証の写しなど）</p> <p>③①の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高等が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）</p>
6号	<p>・破綻金融機関からの借入金、借入期間等のわかるもの（残高証明書等）</p> <p>・決算書（写し）</p>
7号	<p>・金融機関からの総借入残高がわかるもの（直近及び前年同期）</p> <p>・指定金融機関からの借入残高がわかるもの（直近及び前年同期）</p> <p>・決算書（写し）</p>

※上記以外の書類を提出していただく場合があります。